

災害時等における相互支援に関する協定書

(目的)

第1条 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こころの医療センター駒ヶ根（以下「甲」という。）と地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立北病院（以下「乙」という。）は、大地震、台風等の自然災害やテロ等による大規模な災害及び不慮の事故等の発生時（以下「災害時等」という。）に、相互に連携・協力をを行い、医療活動を継続し適切な医療を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 医療機器、医薬品、食料その他応急物資の援助
- (2) 医師、看護師、医療スタッフその他の応急要員の派遣
- (3) 患者の移送等も含めた受入れ
- (4) 前各号に定めのあるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡窓口)

第3条 協定病院は、あらかじめ相互支援に関する連絡担当部署を定め、災害時等に甲と乙が連絡を取り合う際は、速やかに相互に連絡するものとする。

2 協定病院は、連絡担当部署を定めた場合は通知するものとする。

(支援の要請手続き)

第4条 支援を要請しようとする病院は、次の事項を明らかにして、まずは電話等により支援の要請を行うものとし、事後において速やかにその内容を文書により相手方に通知するものとする。

- (1) 被害等状況（人的被害、建物、ライフライン、医療資器材等）
- (2) 前条各号に掲げる内容、数量、職種別人員等
- (3) 支援の場所及び支援の場所への経路
- (4) 支援の期間
- (5) 前各号に定めのあるもののほか、必要な事項

(支援に関する経費の負担)

第5条 支援に要する経費は、原則として支援を要請した病院側の負担とする。ただし、清算方法等についてはその都度別途協議する。

(平常時における協力体制)

第6条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、次の事項について情報共有を行う。また、職員等の交流その他防災に関する相互協力に努める。

- (1) 職種別職員数
- (2) 保有する医療機器等

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、甲乙の協議により定めるものとする。

2 この協定書は甲及び乙の合意に基づき随時改定することができる。

(協定期間)


第8条 この協定期間は、平成30年2月26日から平成31年3月31日までとし、期間満了3カ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、1年間延長し、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、甲乙署名のうえ、甲と乙がそれぞれ1通を保管する。

平成30年2月26日

(甲) 長野県駒ヶ根市下平2901
地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立こころの医療センター駒ヶ根

院長

樋掛忠新 

(乙) 山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院

院長

藤井康男 